



第7次行財政改革大綱

令和3年7月

西都市

目次

第1章	これまでの行財政改革の取り組み	1
1.	これまでの取り組み	1
2.	第6次行財政改革の検証	1
	(1) 人材育成と適正な人事管理	
	(2) 市民協働の推進と市民サービスの充実	
	(3) 効率的、効果的な市政運営	
	(4) 財政の健全化	
第2章	本市を取り巻く環境	7
1.	人口減少と少子高齢化の進行	7
2.	財政の硬直化	8
3.	公共施設等の維持管理	9
4.	複雑・多様化する地域課題と市民ニーズ	9
5.	事務負担の増加、働き方改革	10
第3章	行財政改革の基本方針	11
1.	行財政改革大綱策定の趣旨	11
2.	行財政改革大綱の位置づけ	11
3.	基本理念	11
4.	数値目標	12
5.	実施期間	12
第4章	重点取組事項	13
1.	職員能力と組織力の向上	14
	(1) 人材育成	
	(2) 給与等の適正化	
	(3) リスク管理	
	(4) 働きやすい環境の整備	
2.	市民サービスの効率化と質的向上	15
	(1) ICTを活用したサービスの向上	
	(2) 市民協働の推進	
	(3) 広報広聴機能の強化	
	(4) 窓口サービスの向上	

3. 業務の効率化・適正化	16
(1) 抜本的な業務改善	
(2) 事業の評価・見直し	
(3) 民間の活力活用	
(4) 広域連携の推進	
4. 健全な財政基盤の確立	17
(1) 自主財源の確保	
(2) 補助金等の適正化	
(3) 公営企業の健全運営	
(4) 公有財産管理体制の適正化	
第5章 個別推進計画	18
第6章 行財政改革の推進体制	30
1. 大綱の公表	30
2. 推進体制	30
○ 用語解説	31

第1章 これまでの行財政改革の取り組み

1. これまでの取り組み

本市は、行財政改革は不断に取り組むべき課題であるとの認識のもと、昭和61年度から行財政改革に着手しました。第1次（昭和61～平成7年度）、第2次（平成8～12年度）では、「簡素合理化の追求・推進」、「住民サービス低下の回避」、「社会情勢への適応」、「行政需要の変化に伴う組織の再編整備」等を基本方針として全庁的な改革に取り組みました。第3次（平成13～17年度）では、急速に進む情報化社会、住民ニーズの多様化に対応するため「事務事業等の見直し」、「時代に対応した組織機構の見直し」、「定員管理及び給与の見直し」、「資質の向上及び能力の適正な評価」、「OA化等事務事業処理の近代化」を重点取組事項として取り組みました。第4次（平成18～21年度）では、地方分権の推進等により、コスト意識・成果重視など企業的感觉を生かした行財政運営への転換が求められ、「財政の健全化」、「組織機構等の見直し」、「定員管理及び給与制度等の見直し」、「職員の意識改革と人材育成」、「市民サービスの適正化と協働の推進」に取り組みました。第5次（平成22～26年度）では、第4次で作上げた少数精鋭によるスリムな行財政基盤を更に強固なものとするため、第4次での重点取組事項を引き続き継続し、新時代の質の高い行政サービスを目指しました。そして、第6次（平成27～令和2年度）では、本市を取り巻く厳しい状況に耐えるべく、第5次の取組を更に推し進め、費用対効果・成果を重視した市政運営、市民の目線に基点を置いた市政、パートナーシップに基づく市政を基本理念に、行財政改革を推進してまいりました。

2. 第6次行財政改革の検証

これまでの取組を引き続き継承する新たな行財政改革大綱を策定するにあたり、前回の第6次行財政改革大綱の4つの重点事項の取組について検証します。

（1）人材育成と適正な人事管理

・職員の意識改革と人材育成

（職員研修）

職員の意識改革のため、外部講師を招いた庁内研修を実施するとともに、長期的な人材育成を行うため、職責に応じた階層別研修を計画的に実施しました。

（人事評価制度）

地方公務員法の改正により人事評価制度が法制化されたことに伴い、平成28年度から全職員を対象に能力や成果を評価する人事評価制度を導入しました。

- ・定員管理の適正化

(職員採用の考え方)

職員の採用を最小限に抑えるため、各課等の所属長に対する人事・組織ヒアリングを通して所管の業務量や行政ニーズを把握し、配置転換で対応するなど、正規職員の増員は真に必要なものに努めました。

(職員定数)

職員定数については、定員計画に基づき総職員数 378 人を維持すると計画していたところですが、業務量の増加に伴い総職員数上限目安を 380 人と見直しました。今後、職員定数については、人口減少及び人件費抑制の観点を踏まえ、適正な定員管理に取り組む必要があります。

(定員計画)

		年 度						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総職員数 (人)	計 画	378	→			380	→	
	実 績	374	373	378	382	381	374	

※実績は各年度4月1日現在

- ・職員給与等の適正化

(勤務時間の弾力的運用)

給食センター職員、図書館職員については、業務実態に応じた時差出勤を導入するなど、勤務時間の弾力的運用に取り組んできました。

(職員給与制度の適正化)

業務過多及び一般事務職員の時差出勤の導入までには取り組んでいないことから、手当の削減までには至りませんでした。

(2) 市民協働の推進と市民サービスの充実

- ・市民協働の推進

(地域づくり交付金の見直し)

地域づくり交付金については、地域における課題や協働事業のあり方について整理し、事業費に応じた交付とするほか、自主財源を形成する事業を加算するなど交付金の見直しについて地域づくり協議会と調整してきましたが、実施には至っていないところです。今後、引き続き協議を行い交付金の見直しについて検討する必要があります。

(地域担当職員の配置)

地域担当職員（各地区コミュニティ係長）を各協議会に配置し、行政と地域とのパイプ役として各地域づくり協議会の支援に取り組みました。

- ・広報広聴機能の強化

(協働の地域づくり懇談会の実施)

これまで実施してきた「市長と語る座談会」を、平成 28 年度から地域の課題掘り起しと解決を見出すため、テーマや参集範囲を各地域の実情に応じた

形として、地域づくり協議会が主催する「協働の地域づくり懇談会」に変更し実施してきました。

（「西都人会議」の設置）

様々な分野における課題などについて、市民及び行政との意見交換を行いながら具体的な取組などを検討し、市に対して提案を行う組織として「西都人会議」を設置しました。「西都人会議」は平成29年12月から、市民及び市在勤者の97人が6つの分科会に分かれ、約1年間議論を重ね、平成30年10月に市長へ提言書が提出されました。その後、いただいた提言の事業化に向けた検討を担当課等で行い、定期的に進捗状況の報告を行っています。また、令和3年2月号広報紙にて各提言の進捗状況を公表しました。

- ・市民サービスの充実

（窓口サービスの充実）

3～4月の転入転出の多い時期に、時間外窓口を設置するなど、市民生活に関連の深い関係課が連携を密にして、市民の手続き等に対し迅速に対応するよう努めました。また、平成30年3月から住民票、課税・所得証明書等のコンビニ交付を開始しました。

（3）効率的、効果的な市政運営

- ・市政運営の考え方

（一体的、横断的な施策推進）

さいと未来創生総合戦略について、全庁体制で組織する検討部会を設置するとともに、若手職員によるワーキンググループなどにより、横断的な連携に基づき策定を進めました。また、次期総合計画についても策定組織として策定委員会を設置し、分野別基本施策に沿って専門部会、草案策定チームを組織し、現計画の評価・検証と素案検討を行いました。さらには、新庁舎、新病院等の大型プロジェクトについても、関係課等の長で構成する建設委員会、庁内会議などを設置し、全庁横断的な連携のもと施策を推進してきました。

（専門家等の活用）

さいと未来創生総合戦略、西都市総合計画をはじめ、各種計画等の策定に関しては、外部有識者等の意見を聴取する組織を設置して、客観的・専門的な意見聴取を積極的に行い、計画等に反映しました。

（人口減少に対する取組）

令和元年度に西都市人口ビジョン及びさいと未来創生総合戦略の見直しを行い、新たな人口減少に対する具体的な施策を定め、事業を推進しています。また、外部有識者で構成する「西都市総合戦略推進委員会」において各事業の評価・検証を毎年実施し、必要に応じて見直しを行いました。

・事務事業の整理合理化

(行政評価制度の見直し)

事務事業評価書については、平成 29 年度に様式など一部を見直したところですが、実施時期・目的など抜本的な見直しについて引き続き検討する必要があります。

(事務の共同化、効率化の検討)

平成 27 年度に「公平委員会」「固定資産評価審査委員会」「情報公開・個人情報保護審査会」の 3 つの委員会を、平成 28 年度に「行政不服審査会」を児湯郡管内の町村と共同で設置しました。今後、その他の事務についても、共同化ができないか検討する必要があります。

・効率的な組織体制の構築

(市民協働推進体制の整備)

各地域づくり協議会と行政の連絡体制を柔軟に対応するため、各支所長には経験豊富な再任用職員を配置し、地域密着型の市民協働推進体制の整備を図りました。また、平成 28 年度からは全職員を地域サポーターとして割り当て、地域とのパイプ役にとどまらず、地域活動への参加を通じて職員の意識改革にも取り組みました。

(関連性の高い業務の統合再編)

機動的かつ柔軟に対応できる簡素で効果的な組織体制を構築するため、下記のとおり組織再編を行いました。

- ・総務課広報係を廃止し、総合政策課さいとアピール係として再編 (H28. 4)
- ・税務課市税収納係、特別収納係、国保税収納係を統合し、納税第一係、納税第二係に再編 (H28. 4)
- ・商工観光課まちづくり推進係を廃止し、同課商工振興係に業務統合 (H28. 4)
- ・農政課農畜産係を農産振興係と畜産振興係に分離 (H28. 4)
- ・財政課契約管財係を庁舎管理係と財産管理係に分離 (H29. 4)
- ・新庁舎建設課を新設 (H30. 4)
- ・総合政策課にさいと力創造推進係を新設 (H30. 4)
- ・農政課食創生推進係を廃止 (H30. 4)
- ・生活環境課廃棄物処理係を廃止し、環境保全係に統合 (H30. 4)
- ・健康管理課に地域包括ケア推進係を新設 (H30. 4)
- ・財政課庁舎管理係と契約財産係を統合し、契約管財係を新設 (H31. 4)
- ・総合政策課企画政策係を廃止し、さいと力創造推進係に統合 (H31. 4)
- ・農政課と農林振興課を統合し、農林課を新設 (R2. 4)
- ・税務課納税第一係と納税第二係を統合し、納税係を新設 (R2. 4)
- ・地籍調査係を旧農林振興課から税務課へ移管 (R2. 4)
- ・商工観光課商工振興係と企業対策係を統合し、産業振興係を新設 (R2. 4)
- ・市民課記録整備係と市民窓口係を統合し、戸籍住民係とマイナンバーカード係を新設 (R2. 4)

・ 公共施設等の管理運営の合理化

(施設マネジメントへの取組)

平成 28 年度に「西都市公共施設等総合管理計画」を策定し、公表するとともに固定資産台帳を整備しました。今後は、各施設管理所管課で作成した個別施設管理計画とあわせ、公共施設等の総合的・統括的な管理を推進していきます。

(民営化及び民間委託の推進と指定管理者制度の充実)

学習等供用施設などの新規に建設した施設については、指定管理者制度を導入しましたが、既存施設で未導入施設が残っていることから、今後も随時指定管理者制度導入の検討を行っていく必要があります。

(公立保育所の再編)

杉安保育所、山田保育所、上三財保育所の 3 保育所については、保護者及び地域住民への説明会を実施し理解を得たうえで令和 3 年 3 月に廃止しました。今後は、存続する三財保育所、都於郡保育所の児童数や入所状況を注視し、民間移譲の検討を行っていく必要があります。

(公立学校の再編)

西都市学校再編調査検討委員会からの報告を受け、令和 2 年 2 月に教育委員会として中学校再編を推進することを決定し、「西都市立中学校再編基本方針」を策定しました。今後は具体的な再編方法、計画の検討を行っていきます。

(4) 財政の健全化

・ 計画的な財政運営

(中期財政収支の見通し)

中期財政収支見通しでは、大型建設事業（新病院建設事業）に伴い平成 29 年度から地方債現在高は大幅な増加、基金の積立金については減少する見込みを立てていました。しかしながら、大型建設事業の延期及び行財政改革の継続実施などの取組により、地方債現在高については減少することができました。基金の積立金については、新たな大型建設事業（新庁舎建設事業）に伴い減額となりました。

(単位：百万円)

項 目		H27	H28	H29	H30	R1
計	歳入	17,471	16,640	17,638	19,560	18,246
	歳出	17,171	16,340	17,338	19,260	17,946
	収支(歳入-歳出)	300	300	300	300	300
画	市債	10,445	10,858	12,253	15,467	17,629
	基金	6,080	6,022	5,688	5,346	5,325
実	歳入	18,080	19,096	18,544	19,645	21,497
	歳出	17,404	18,469	17,956	18,737	20,623
	収支(歳入-歳出)	676	627	588	908	874
績	市債	10,025	9,727	9,519	9,487	9,694
	基金	6,674	6,815	6,743	6,047	6,283

・補助金等の適正化

補助の必要性や効果等を精査し、廃止、統合、終期の設定などに随時見直しを行いました。また、年度ごとの補助金の現状について、市のホームページで公開するなど、市民への情報提供に努めました。

(単位：千円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
補助金額	1,039,249	1,574,169	1,367,184	1,103,918	1,644,068

※数値は一般会計決算における補助金額の合計

・自主財源の確保

人口減少や経済の低迷に伴い税収が伸び悩む中、滞納整理等により高い徴収率を維持して、市税確保に取り組んできました。

また、「ふるさと納税」については、積極的な事業推進を行った結果、県内外から多くの寄附を募ることができ、自主財源が乏しい本市の財源確保に繋がっています。

(市税収納率、滞納処分の実績)

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	
西 都 市	収 納 率 の 推 移	現年度分	99.12 %	99.16 %	99.35 %	99.52 %	99.55 %
		過年度分	33.38 %	33.14 %	44.75 %	44.73 %	45.22 %
		計	97.42 %	97.80 %	98.43 %	98.85 %	99.13 %
	滞納処分件数		254	229	371	422	577
県 内	収 納 率 の 推 移	現年度分	98.9 %	99.1 %	99.2 %	99.3 %	99.3 %
		過年度分	28.1 %	27.9 %	29.7 %	30.5 %	29.8 %
		計	95.5 %	96.4 %	97.0 %	97.5 %	97.7 %

(ふるさと納税寄附金実績)

年 度	件 数	金 額
平成 26 年度	876 件	17,643,000 円
平成 27 年度	30,580 件	494,219,172 円
平成 28 年度	23,882 件	765,639,992 円
平成 29 年度	40,169 件	654,456,228 円
平成 30 年度	63,950 件	862,530,908 円
令和元年度	73,610 件	1,433,510,000 円

・公営企業等の健全運営の推進

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、令和元年度から公営企業会計に移行し、財務諸表を作成することとなりました。これにより、健全な企業運営に推進に向け、経営や資産等の状況を把握できるようになりました。

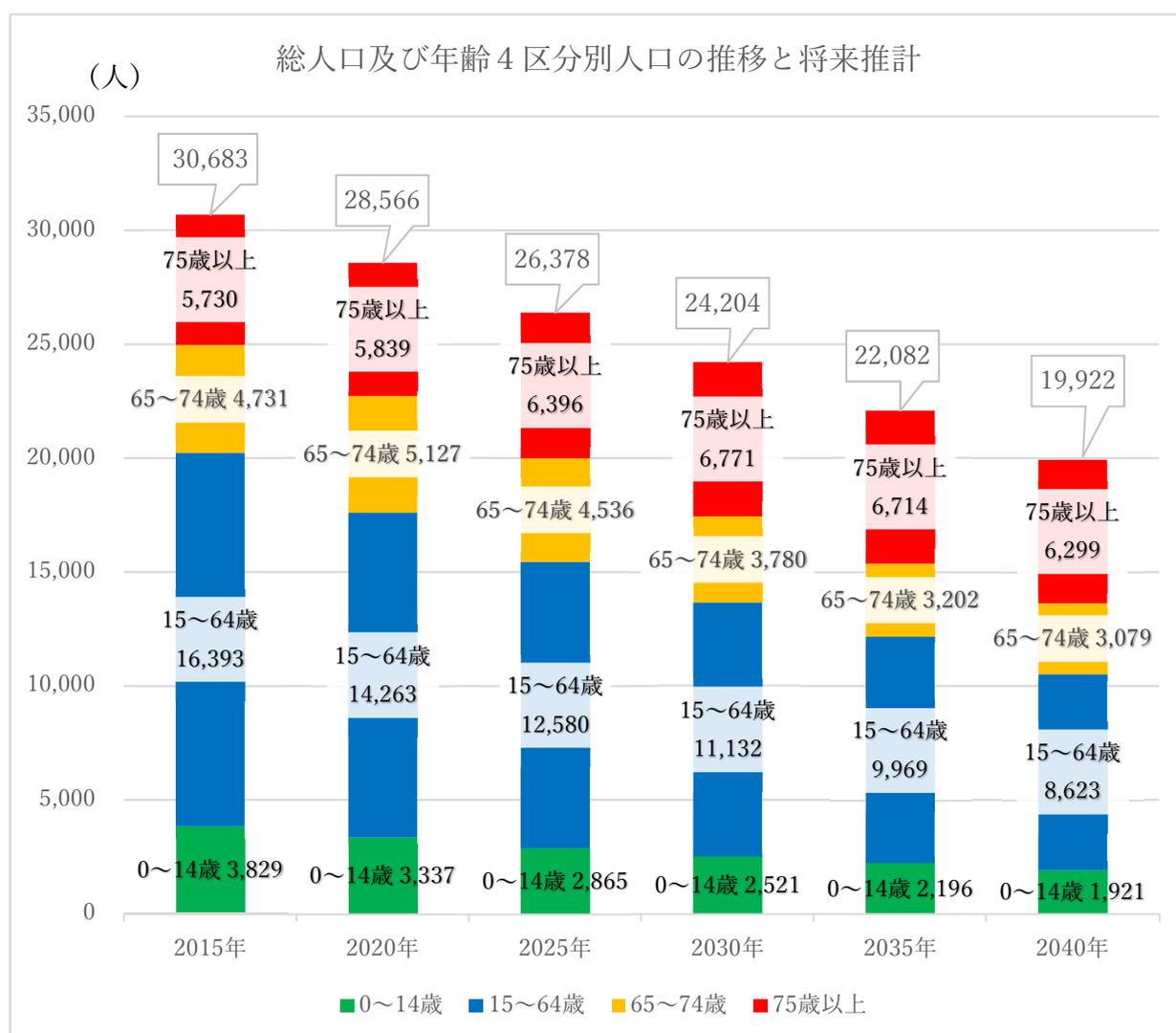
第2章 本市を取り巻く環境

1. 人口減少と少子高齢化の進行

全国的な人口減少・少子高齢社会のなか、本市においても、昭和60年以降、出生率の低下、転出超過などの影響により人口減少が続いている状況にあり、令和22(2040)年の推計人口は2万人を割り込むことが予想されています。

人口構造としては、年少人口(15歳未満)が約1,400人、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が約5,600人それぞれ減少することが予想され、市税収入の落ち込みが懸念されます。老年人口(65歳以上)は約1,600人減少する見込みですが、75歳以上の後期高齢者は増加することが予想されています。高齢化率は47.1%に達し、医療や介護などの社会保障費の増加が見込まれ、中長期的に市の財政への大きな影響が懸念されます。

また、地域の活動を支えている前期高齢者(65～74歳)については、今後10年間で約1,300人減少することが予想されています。このことは地域活動の担い手が更に不足する事態となり、公民館や自治会等の地域コミュニティの維持・存続が非常に危ぶまれます。



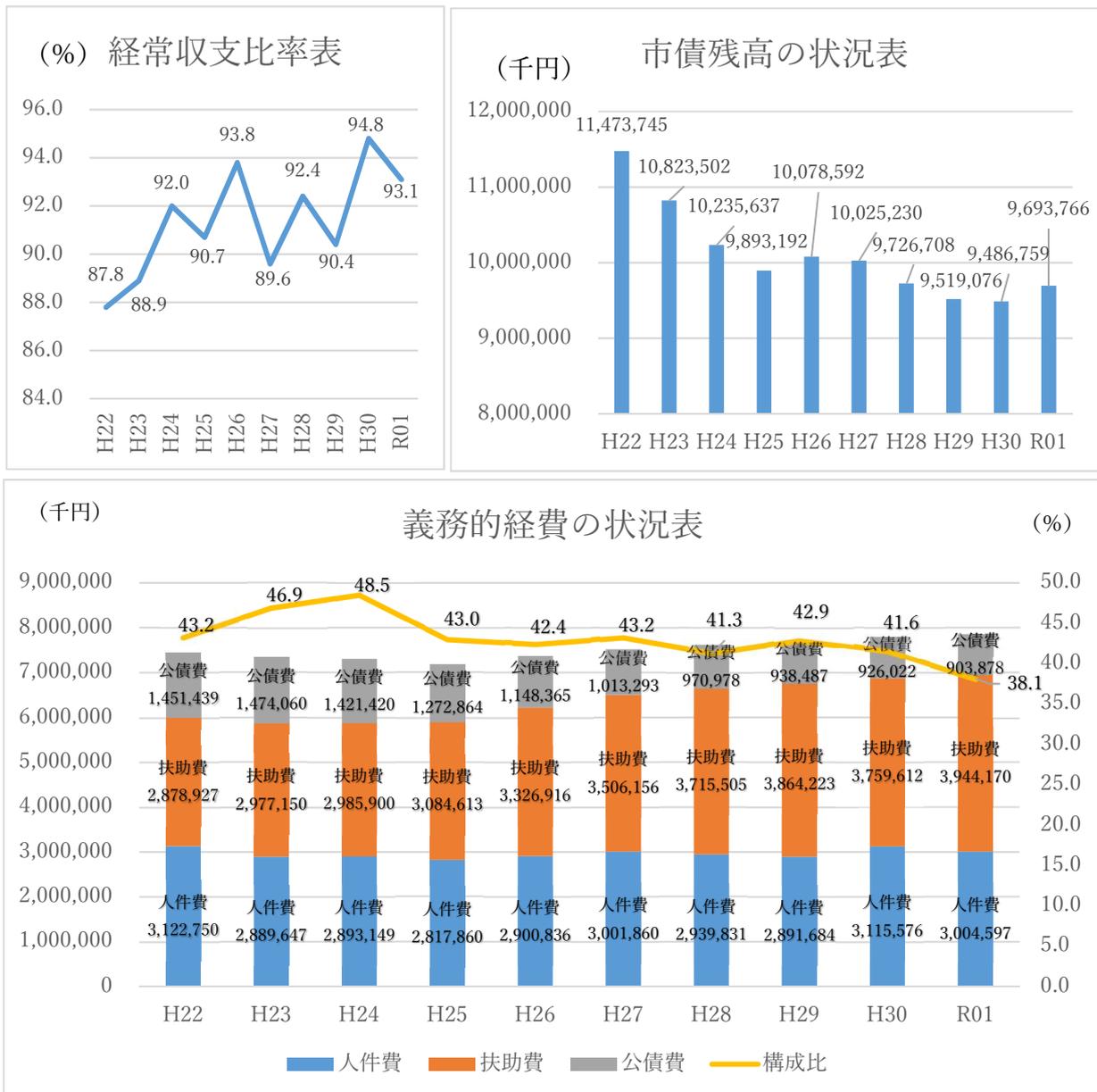
2. 財政の硬直化

ここ数年の国内景気の回復により、本市の市税収入についても微増傾向にありました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少と、生産年齢人口の減少により、今後、市税収入の落ち込みが確実視されています。

また、本市の財政状況をみると、社会保障費や公共施設の維持管理費等の経常支出が伸びる中で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は依然として高い水準にあり、令和元年度決算において93.1%となるなど、財政の硬直化が懸念されます。

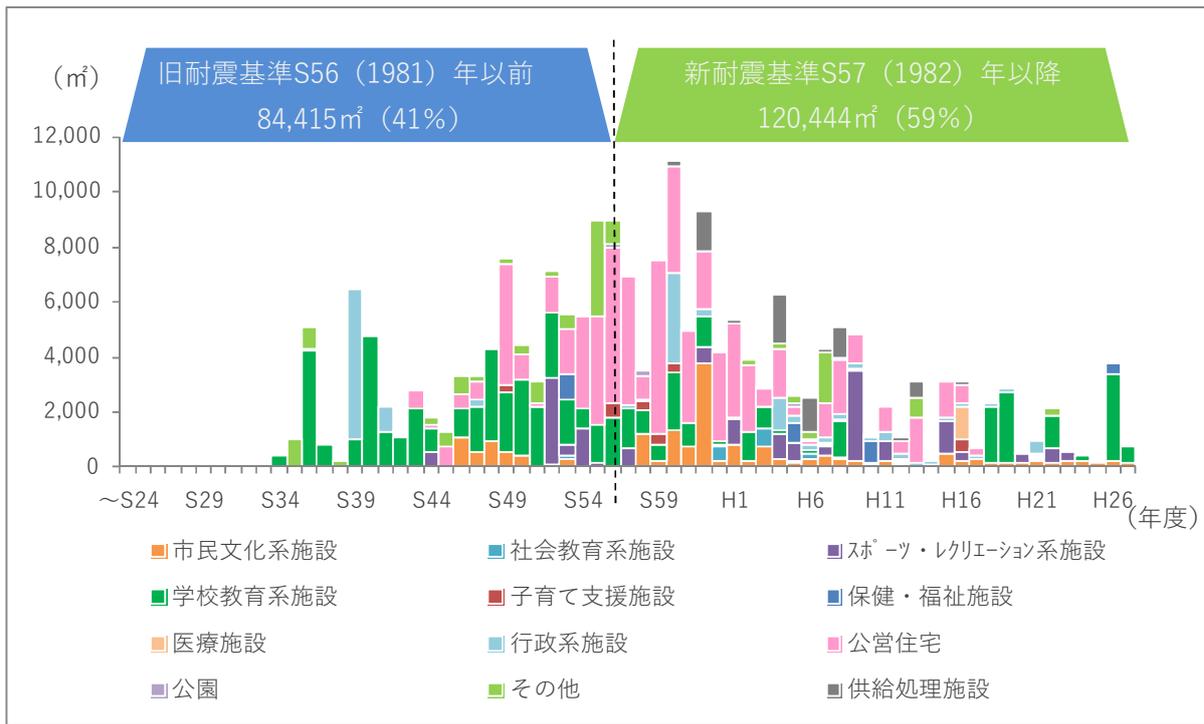
また、普通会計決算総額に対する義務的経費の割合についても、令和元年度を除くと、42%前後で推移し、このうち扶助費は年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれています。

市の借入金である市債の残高は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、新庁舎建設をはじめとする大規模な公共施設の整備による建設事業債の借入れに伴い、増加することが見込まれ、市債の返済額である公債費についても今後増加が見込まれます。



3. 公共施設等の維持管理

本市の公共施設を建設年代別にみると、昭和 60(1985)年をピークにその前後で多くの建物が集中的に整備されており、旧耐震基準である昭和 56(1981)年以前に建築された施設が全体の 41%を占め、また、一般的に大規模改修が必要とされる築 30 年を経過した施設が 61%を占めています。これらの施設については、これまでも老朽度合いに応じ、計画的に修繕や改修工事を実施してきましたが、今後更に改修等が必要となってくることから、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設を含めた公共施設等の維持管理の効率化が喫緊の課題となっています。



4. 複雑・多様化する地域課題と市民ニーズ

人口減少と少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少は、地域コミュニティの機能低下のほか、地域経済や産業基盤の脆弱化をもたらし、地域活力に影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、行政、市民、自治公民館や地域づくり協議会などの地域コミュニティ組織、NPO、民間企業など多様な担い手が連携して、持続可能な協働のまちづくりを推進する必要があります。

また、価値観や生活様式の変化・多様化に伴い、行政サービスに関する市民ニーズも複雑・多様化しており、市民ニーズを的確に把握し、適切な対応を行う必要があります。

5. 事務負担の増加、働き方改革

地方分権の進展や新たな社会課題への対応、市民ニーズの多様化などにより、本市における職員の業務量は増加しています。職員の増員は財政状況に影響を与えるため慎重な対応にならざるを得ず、時間外勤務が増加している傾向にあることから、今後、事務負担を減らし、ワーク・ライフ・バランス実現のための取組を推進する必要があります。

また、日本の人口は平成 20 年度をピークに減少しており、総人口の減少とともに少子高齢化が進行しています。国は、人口減少・少子高齢化問題に取り組むものとして平成 28 年 6 月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、平成 30 年 7 月には一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。本市においても労働生産性の向上や長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方実現のための環境整備など、働く人の視点に立った取組を行う必要があります。

第3章 行財政改革の基本方針

1. 行財政改革大綱策定の趣旨

本市が令和3年度から取り組む行財政改革は、これまでの行政経営のあり方を見直し、未来に繋げる持続可能な行財政基盤を確立するとともに、職員の意識改革と働き方改革、行政経営及び地域経営の改革を実行しようとするものです。限られた行財政資源を効果的・戦略的に活用する観点から、これまでに取り組んできた行財政改革の基本姿勢を継続しながら、さらなる業務の合理化・効率化に取り組み、社会情勢の激しい変化や複雑化・高度化する行政課題に対応するための新たな指針として「第7次行財政改革大綱」を策定します。

2. 行財政改革大綱の位置づけ

まちづくり全体の基本的な方向を示す本市の最上位計画となる「第五次西都市総合計画」を令和3(2021)年7月に策定しました。

第7次行財政改革大綱は、「第五次西都市総合計画基本計画」の政策目標5「つながる・西都」、基本施策5-2「行財政の健全な運営」の主要施策①～⑥を実施するための計画と位置付けます。

政策目標5	基本施策5-2	主要施策
つながる・西都 ～市民協働の まちづくり	行財政の健全な運営	① きめ細かな広報・広聴の推進
		② 組織力の向上
		③ 市民本位の行政サービスの提供
		④ 公共施設等総合管理計画の推進
		⑤ 健全な財政運営の推進
		⑥ 広域行政の推進

3. 基本理念

本市では、まちの将来像を「抜群に住みやすいまち・西都～癒しの風を感じる場所～」として、住んでみたい、そして住み続けたいと思える西都市を目指して、各施策を推進していますが、まちの将来像を実現するためには、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)に磨きをかけ有効活用を図るなど、弛みのない行財政改革を推進する必要があります。

第7次行財政改革では、未来に繋げる持続可能な行財政基盤を確立するため、これまでの取組の深化に加え、新たな改革に積極的に取り組んでいきます。

このような観点から、基本理念を『市民本位の行政運営による、住み続けたいまち西都の創造』とし、行財政改革に取り組みます。

4. 数値目標

今後、弛みない行財政改革に取り組んでいくために数値目標を設定します。

数値目標1 効果額

各実施項目の取組による効果額の総額を数値目標として設定します。

効果額（累積額）	3億円
----------	-----

数値目標2 職員数

中長期的な視点に立ち、組織の簡素合理化や事務事業を見直し、民間委託の推進などにより適正な定員管理に取り組みます。

職員数	令和3年 (令和4年4月1日現在)	令和4年 (令和5年4月1日現在)	令和5年 (令和6年4月1日現在)	令和6年 (令和7年4月1日現在)
	372人	370人	368人	366人

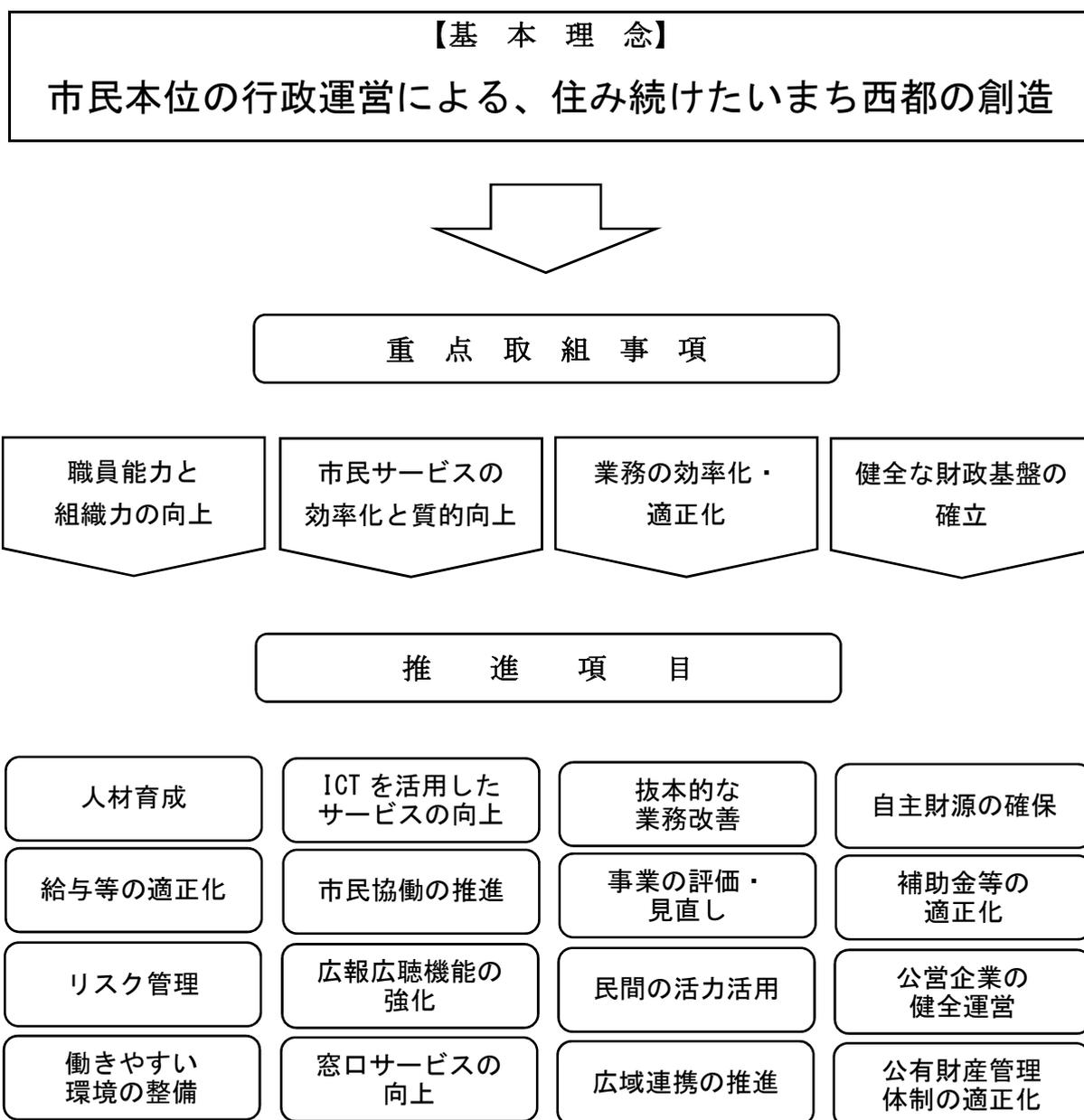
※令和3年4月1日現在374人

5. 実施期間

この大綱は第五次西都市総合計画との関連性があるため、実施期間を西都市総合計画前期基本計画と合わせた令和3年度から6年度までの4年間とします。

第4章 重点取組事項

基本理念の実現に向け、今後4年間の推進期間において、社会情勢の激しい変化や複雑化・高度化する行政課題に対応するため、次に掲げる重点取組事項のもと、総合的に行財政改革に取り組んでいきます。



1. 職員能力と組織力の向上

多種多様な行政課題に柔軟に対応しながら、効率・効果的な行政運営を行うため、職員の能力や意欲の向上を図り、プロフェッショナルな人材を育成します。また、リスク管理が図られている強靱な組織を目指すとともに、職員が働きやすい環境の整備に取り組みます。

(1) 人材育成

各種研修の充実などにより、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応できる人材育成に取り組みます。

【取組事項】

- 各種研修の実施
- 人事評価制度の適切な運用
- 職員提案制度の充実

(2) 給与等の適正化

職員の給与制度については、人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、給与の適正化に努めるとともに、勤務時間の弾力的な運用等についても取り組みます。

【取組事項】

- 時間外勤務手当の削減

(3) リスク管理

不適正な経理、法令等の遵守違反、個人情報等の漏えい、事務処理上のミスなどといった不祥事案を発生させないため、組織マネジメントの機能確保、モニタリング機能の強化等の対策を図るリスク管理に努めていきます。

【取組事項】

- 内部統制の導入
- 西都市情報セキュリティポリシーの適切な運用

(4) 働きやすい環境の整備

有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減対策、ストレスチェック等による心身の健康保持などにより、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの充実を図ることができるよう、働きやすい環境の整備に取り組みます。

【取組事項】

- 生産性向上の取組（勤務時間の弾力的な運用、テレワークの導入）

2. 市民サービスの効率化と質的向上

行政手続等のICT化や、市民協働を更に推進させるなど、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の視点に立った市民サービスの効率化・質的向上を図っていきます。

(1) ICTを活用したサービスの向上

AIなどのICTの効果的な活用や、行政手続のオンライン化の推進などにより、多様化する市民ニーズに対応した、より便利で利用しやすい行政サービスの向上に取り組みます。

【取組事例】

- マイナンバーカードの有効活用
- 各種届出手続きのオンライン申請の導入

(2) 市民協働の推進

地域の生活を支える仕組みづくりなど、市民等との協働により、地域が抱える様々な課題に効果的・効率的に対応できる環境づくりを推進します。

【取組事例】

- 持続可能な地域コミュニティづくり

(3) 広報広聴機能の強化

地域の現状や課題を的確に把握し、施策に反映させるため、あらゆる媒体を使って情報の発信・共有・収集を行うなど、広報広聴機能の強化に取り組みます。

【取組事例】

- あらゆる媒体を活用した情報発信
- オープンデータ化の推進

(4) 窓口サービスの向上

市民の視点に立って、市民サービスの基本である窓口サービスを改善するとともに、各種手続きの簡素化に努めるなど、市民の利便性の向上に取り組みます。

【取組事例】

- 市庁舎でのワンストップ窓口の設置
- 押印廃止による各種手続きの簡素化

3. 業務の効率化・適正化

旧態依然として行ってきた業務について抜本的な見直しを行い、改善を図るとともに、ニーズに適した効果の高い事業を実施するため、事業の点検・見直しを実施し、事業の再構築を行います。また、民間の力を大いに活用するとともに、広域的な視点に立った自治体間の連携を推進し、業務の効率化及び適正化を図ります。

(1) 抜本的な業務改善

前例踏襲等により、数年間、中には十年以上も同じ手法や様式で処理を行っている非効率な業務があります。これらの業務について抜本的な見直しを行い、改善することで効率化を追求します。また、庁内の更なる横断的連携を強化するとともに、最先端技術（A I ・ R P A）の導入について検討します。

【取組事例】

- 簡素化・効率化・省力化を目指した業務改善
- 横断的な連携体制の構築
- A I ・ R P Aの導入検討

(2) 事業の評価・見直し

市民ニーズに応えるため、市が行っている事業は年々増加傾向にあります。しかしながら、これ以上の事業の増加は、人的にも予算的にも限界が来ています。現在行っている全ての事業について総評価を行い、効果の薄い事業については廃止の検討、またはスクラップ&ビルド等により事業の再構築を行います。

【取組事例】

- 事業のスクラップ&ビルドの推進
- 事務事業評価の改善

(3) 民間の活力活用

指定管理者制度など、民間のノウハウの活用等により、良質な公共サービスの実現が見込まれる分野において、民間の活力活用を推進します。

【取組事例】

- 指定管理者制度の適切な運用
- 支所業務の民間委託

(4) 広域連携の推進

児湯郡町村をはじめ近隣自治体との連携事業の推進など、広域圏におけるスケールメリットや地域特性を活かした広域的な自治体間連携の推進に取り組みます。

【取組事例】

- 近隣自治体との行政事務共同処理の推進

4. 健全な財政基盤の確立

将来にわたって健全な財政基盤を確立するため、選択と集中による予算配分、基金の適正管理、歳入の確保・強化など、持続可能な財政運営に努めるとともに、公共施設等の長寿命化など、財産の適正管理と有効活用を図っていきます。

(1) 自主財源の確保

自己決定・自己責任という地方分権の原則からも、自主財源の安定的な確保及び拡充を図ることが重要です。今後も、公平・適正な課税の推進、使用料等の適正化に努めるとともに、市民の納付に対する公平性を確保するため、適正な債権管理に努めます。また、ふるさと納税の更なる事業推進に取り組んでいきます。

【取組事例】

- 適正な債権管理の推進
- 使用料・手数料の適正化
- ふるさと納税の更なる推進

(2) 補助金等の適正化

補助金や交付金については、公益上の必要性や効果を保持した状態にあることを検証する必要があります。そのため所管課において定期的な制度の見直しを行うなど、適正な運用に努めていきます。

【取組事例】

- 補助金・交付金の抜本的見直し

(3) 公営企業の健全運営

本市の公営企業である水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業が、今後も継続的・安定的にサービスを提供し、地方公営企業としての役割を果たしていくためには、経営資源の充実と経営基盤の強化が求められています。そのため効率的な経営に努め最小限の費用で最大の効果を挙げられるよう、健全な事業経営に取り組みます。

【取組事例】

- 健全な事業経営の推進
- 水道料金の適正化

(4) 公有財産管理体制の適正化

公共施設等の老朽化や利用需要の変化に的確に対応し、長期的視点に立った公共施設等の長寿命化と適切な維持管理を推進するとともに、未利用市有地や遊休施設の有効活用に取り組めます。

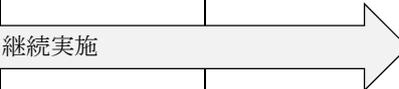
【取組事例】

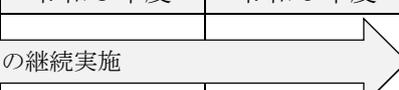
- 西都市公共施設等総合管理計画の着実な推進
- 未利用市有地の整理
- 公立保育所の再編
- 中学校の再編

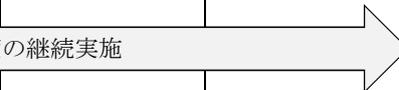
第5章 個別推進計画

この章では、本大綱の4つの重点取組事項及び16の推進項目に基づく、具体的に取り組むべき個別推進計画について記載しています。個別推進計画は本大綱の推進期間と合わせた4年間のスケジュール期間とし、具体的な取組内容、推進期間、効果、目標等を記載しており、今後は、本章に掲げた個別推進計画を着実に実施するとともに、毎年度、進行管理を行い、必要に応じて計画の改善を図っていきます。

重点取組事項	推進項目	個別推進計画数		
1. 職員能力と組織力の向上	(1) 人材育成	3	7	
	(2) 給与等の適正化	1		
	(3) リスク管理	2		
	(4) 働きやすい環境整備	1		
2. 市民サービスの効率化と質的向上	(1) ICTを活用したサービスの向上	2	8	
	(2) 市民協働の推進	2		
	(3) 広報広聴機能の強化	2		
	(4) 窓口サービスの向上	2		
3. 業務の効率化・適正化	(1) 抜本的な業務改善	3	8	
	(2) 事業の評価・見直し	2		
	(3) 民間の活力活用	2		
	(4) 広域連携の推進	1		
4. 健全な財政基盤の確立	(1) 自主財源の確保	3	10	33
	(2) 補助金等の適正化	1		
	(3) 公営企業の健全運営	2		
	(4) 公有財産管理体制の適正化	4		

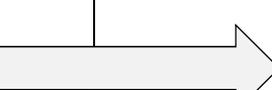
重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(1)—①
推 進 項 目	(1) 人材育成			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 各種研修の実施				
取 組 内 容	<p>長期的な人材育成を行うため、職責に応じた階層別研修を計画的に実施し、各階層において必要とされる知識・技能の習得を図るとともに、能力開発研修、意識改革研修を実施し、企画力を持った職員を育成する。</p> <p>○階層別研修（新規採用職員研修、一般職員研修、新任係長・課長補佐・課長研修など）</p> <p>○能力開発研修（政策形成能力、法務能力、事務遂行能力研修など）</p> <p>○意識改革研修（専門講師による職員研修・先進地研修・派遣研修など）</p>				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (延参加人数)
年 次 計 画	各種研修の継続実施 				
効 果 ・ 目 標 (延参加人数)	150人	155人	160人	165人	630人

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(1)—②
推 進 項 目	(1) 人材育成			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	② 人事評価制度の適切な運用				
取 組 内 容	<p>職員の能力や成果を評価する人事評価制度（能力評価・業績評価）を人材育成に活用し、職員のやる気や能力開発を促す。また、職員の能力及び業績を適切に把握し、能力開発や適材適所の登用・配置、そして処遇などの人事管理に的確に反映させる。</p>				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (—)
年 次 計 画	人事評価制度の継続実施 				
効 果 ・ 目 標 (—)	—	—	—	—	—

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(1)—③
推 進 項 目	(1) 人材育成			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	③ 職員提案制度の充実				
取 組 内 容	<p>職員提案制度を積極的に活用し、職員からの提案や改善報告を市政に反映させることで市民サービスの向上及び効率的な行政運営を進めるとともに、自己啓発と改善意識の醸成による職員の資質向上と組織の活性化を図る。また、より効果的な運用を目指し、制度の改善にも取り組む。</p>				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (提案件数)
年 次 計 画	職員提案制度の継続実施 				
効 果 ・ 目 標 (提案件数)	20件	25件	30件	35件	110件

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(2)—①
推 進 項 目	(2) 給与等の適正化			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 時間外勤務手当の削減				
取 組 内 容	事業の見直しや職員の意識改革を図り、個人の時間当たりの効率や労働生産性を高めることにより、時間外勤務手当の削減に努め、経常的経費である人件費を抑制する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (対前年度削減額)
年 次 計 画	時間外勤務手当の削減実施 				
効 果 ・ 目 標 (対前年度削減額)	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	4,000千円

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(3)—①
推 進 項 目	(3) リスク管理			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 内部統制の導入				
取 組 内 容	行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールを行い、事務の適正な執行を確保する内部統制制度の導入について検討する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (—)
年 次 計 画	内部統制制度の検討 				
効 果 ・ 目 標 (—)	—	—	—	—	—

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(3)—②
推 進 項 目	(3) リスク管理			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	② 西都市情報セキュリティポリシーの適切な運用				
取 組 内 容	職員に情報セキュリティの重要性について共通認識を持たせるため、情報セキュリティポリシーに基づき、研修会やeラーニングによる情報セキュリティ研修会を実施する。また、最新のコンピューターウイルス対策や不正アクセス対策を実施することで、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持を図る。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (延参加人数)
年 次 計 画	研修会等の継続実施 				
効 果 ・ 目 標 (延参加人数)	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員

重点取組事項	1. 職員能力と組織力の向上			番 号	1—(4)—①
推 進 項 目	(4) 働きやすい環境の整備			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 生産性向上の取組				
取 組 内 容	職員のワーク・ライフ・バランスを充実させ、働きやすい環境を構築するため、テレワークや時差出勤の導入について検討を行い、多様な働き方の推進や長時間労働の抑制、休暇取得率の向上を目的とした労働環境の改善を図る				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
	テレワークの検討	テレワークの実施			
	時差出勤の検討	時差出勤の実施			
効 果 目 標 (平均年休取得率)	11日	11.5日	12日	12.5日	—

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2—(1)—①
推 進 項 目	(1) ICTを活用したサービスの向上			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	① マイナンバーカードの有効活用				
取 組 内 容	市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを活用した電子申請の対応手続を拡大するほか、国の動向を踏まえながらカードの新たな活用策を検討し、可能なものから実施する。				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (カード利用件数)
	マイナンバーカードの有効活用策の検討・実施				
効 果 ・ 目 標 (提供サービス件数)	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2—(1)—②
推 進 項 目	(1) ICTを活用したサービスの向上			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	② 各種届出手続き等のオンライン申請の導入				
取 組 内 容	様々な分野の手続をオンライン申請で行う「トータル・ワンストップ」の実現に向け、マイナポータル「ぴったりサービス」の電子申請受付機能を活用するなど、市民サービスの向上を図る。				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (提供サービス件数)
	マイナポータル「ぴったりサービス」の電子申請受付機能の活用	サービスの段階的導入			
効 果 ・ 目 標 (提供サービス利用件数)	—	27件	随時目標設定	随時目標設定	27件

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(2)-①
推 進 項 目	(2) 市民協働の推進			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	① 持続可能な地域コミュニティづくり				
取 組 内 容	地域づくり協議会や各自治公民館等は深刻な担い手不足に陥っており、地域によっては、複数の役職を兼任されている方がいる。今後、更に少子高齢化が進行するなか、将来、地域コミュニティをどのような形で持続させていくのが望ましいのか、行政と地域が一緒になって検討していく。				
年 次 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 目 標 (—)
年 次 計 画	持続可能な地域コミュニティづくりの検討				
効果・目標 (—)	—	—	—	—	—

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(2)-②
推 進 項 目	(2) 市民協働の推進			所 管 課 等	市民課
個別推進計画	② 地域サポーター制度の継続				
取 組 内 容	各地域づくり協議会の活動を支援することを目的に設置された、職員の地域サポーター制度については、今後も引き続き継続し、協働に対する職員の意識の高揚を図っていく。				
年 次 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (延参加人数)
年 次 計 画	地域サポーター制度の継続				
効果・目標 (延参加人数)	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(3)-①
推 進 項 目	(3) 広報広聴機能の強化			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	① あらゆる媒体を活用した情報発信				
取 組 内 容	ホームページや広報紙の充実を図るとともに、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアとの連携を強化する。また、パブリックコメントを積極的に推進し、市民の意見を幅広く聴取する。更にはSNSを活用して、年代を問わず多くの市民によりわかりやすい情報の提供に積極的に努める。				
年 次 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (ホームページセッション数)
年 次 計 画	情報発信・意見聴取の継続				
効果・目標 (ホームページセッション数)	250,000件	262,000件	274,000件	286,000件	1,072,000件

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(3)-②
推 進 項 目	(3) 広報広聴機能の強化			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	② オープンデータ化の推進				
取 組 内 容	市が保有する公共データの公開（オープンデータ化）を推進することにより、学術研究機関や民間企業での利活用を促進し、市民生活の利便性の向上、起業・創業等ビジネスの活性化に繋げる。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (データ数)
年 次 計 画	→ 検討		→ オープンデータ化の実施		
効 果 ・ 目 標 (データ数)	—	—	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(4)-①
推 進 項 目	(4) 窓口サービスの向上			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	① 市庁舎でのワンストップ窓口の設置				
取 組 内 容	窓口での市民の利便性を図るため、出生・死亡・転入・転出の届け出について、ワンストップ窓口の設置について検討を行う。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (—)
年 次 計 画	→ ワンストップ窓口導入の検討		→ ワンストップ窓口の設置		
効 果 ・ 目 標 (—)	—	—	—	—	—

重点取組事項	2. 市民サービスの効率化と質的向上			番 号	2-(4)-②
推 進 項 目	(4) 窓口サービスの向上			所 管 課 等	全 課
個別推進計画	② 押印廃止による各種手続きの簡素化				
取 組 内 容	行政のデジタル化の動向を踏まえ、本市における行政手続について、原則、押印の廃止とし、全庁あげて簡素化に取り組み、市民サービスの向上を図る。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (押印廃止達成率)
年 次 計 画	→ 押印廃止の実施	→ 押印廃止未実施分の検討			
効 果 ・ 目 標 (押印廃止達成率)	80%	—	—	—	80%

重点取組事項	3.業務の効率化・適正化			番 号	3-(1)-①
推 進 項 目	(1) 抜本的な業務改善			所 管 課 等	全 課
個別推進計画	① 簡素化・効率化・省力化を目指した業務改善				
取 組 内 容	前例踏襲として続いている事務手続・事務処理等について、抜本的な見直しを行い業務改善を図る。また、行政手続のペーパーレス化、業務プロセス・システムの標準化等、スマート自治体への転換について検討する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (改善件数)
年 次 計 画	抜本の見直しによる業務改善の実施				
	スマート自治体の検討		スマート自治体の実施		
効 果 ・ 目 標 (改善件数)	70件	70件	70件	70件	280件

重点取組事項	3.業務の効率化・適正化			番 号	3-(1)-②
推 進 項 目	(1) 抜本的な業務改善			所 管 課 等	全 課
個別推進計画	② 横断的な連携体制の構築				
取 組 内 容	様々な行政課題に迅速かつ適切に対応していくため、課局を超えた組織横断的な連携体制の構築を図り、縦割り行政の弊害を排除する。 ※仮称「組織連携調整委員会」の設置				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	仮称「組織連携調整委員会」設置・運用				
効 果 ・ 目 標 (-)	—	—	—	—	

重点取組事項	3.業務の効率化・適正化			番 号	3-(1)-③
推 進 項 目	(1) 抜本的な業務改善			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	③ AI・RPAの導入検討				
取 組 内 容	AIやRPA等のICTの活用により事務作業の効率化を進める自治体が増えてきていることを踏まえ、各自治体における先進事例を調査しながら、これらの技術による事務効率化の可能性を検証し、効果が認められるものについて導入を検討する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	AI・RPAの導入検討				
効 果 ・ 目 標 (-)	—	—	—	—	

重点取組事項	3. 業務の効率化・適正化			番 号	3-(2)-①
推 進 項 目	(2) 事業の評価・見直し			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	① 事業のスクラップ&ビルドの推進				
取 組 内 容	効果が低いと認められる事務事業については縮小や事業の統合などを検討し、より効果の高い事業への選択と集中による事務事業の最適化を推進する。				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (削減額)
年 次 計 画	事業のスクラップ&ビルドの検討・実施				
効 果 ・ 目 標 (削減額)	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定

重点取組事項	3. 業務の効率化・適正化			番 号	3-(2)-②
推 進 項 目	(2) 事業の評価・見直し			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	② 事務事業評価の改善				
取 組 内 容	現在取り組んでいる事務事業評価の更なる改善を行い、事務事業の効果の点検、行政資源の有効配分など、事務事業の効果的かつ効率的な改善に取り組んでいく。				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	検討	新たな事務事業評価の実施			
効 果 ・ 目 標 (-)	-	-	-	-	-

重点取組事項	3. 業務の効率化・適正化			番 号	3-(3)-①
推 進 項 目	(3) 民間の活力活用			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 指定管理者制度の適切な運用				
取 組 内 容	指定管理者制度を導入することにより市民サービスの向上が期待される施設を検討し、可能な施設があった場合は随時制度を導入する。 また、現状を踏まえた適切な募集条件の設定や、募集情報の広範な周知等により、募集時の競争性を確保する。				
年 次 計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	指定管理者制度の適切な運用の推進				
効 果 ・ 目 標 (-)	-	-	-	-	-

重点取組事項	3. 業務の効率化・適正化			番 号	3-(3)-②
推 進 項 目	(3) 民間の活力活用			所 管 課 等	総務課・市民課
個別推進計画	② 支所業務の民間委託				
取 組 内 容	支所業務については、現在、東米良地区については業務の一部を民間に委託しているが、今後、各地区の支所業務についても、民間活力の活用の視点から、民間への委託について検討を行う。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (効果額)
年 次 計 画	支所業務の民間委託の検討		実施		
効 果 ・ 目 標 (効果額)	—	—	7,650千円	7,650千円	15,300千円

重点取組事項	3. 業務の効率化・適正化			番 号	3-(4)-①
推 進 項 目	(4) 広域連携の推進			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 近隣自治体との行政事務共同処理の推進				
取 組 内 容	人口減少が深刻化しても、行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し続けなければならないことから、行政サービスを効率的に提供するための一つの手法として、近隣自治体との新たな行政事務の共同処理について検討を行う。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (—)
年 次 計 画	新たな行政事務共同設置の検討				
効 果 ・ 目 標 (—)	—	—	—	—	—

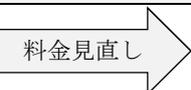
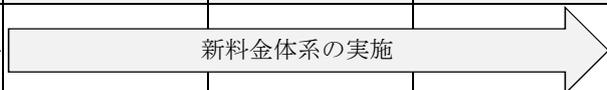
重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(1)-①
推 進 項 目	(1) 自主財源の確保			所 管 課 等	総務課
個別推進計画	① 適正な債権管理の推進				
取 組 内 容	債権管理について、各課でマニュアルの整理を行うなど、適正な債権管理を推進し、市民の納付に対する公平性の確保に努める。また、その前提となる公債権、私債権の整理を行い、その性格に即した債権管理の基盤づくりを行うとともに、債権管理条例の制定を検討する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (効果額)
年 次 計 画	債権管理条例制定の検討				
	債権管理マニュアルによる適正な債権管理の実施				
効 果 ・ 目 標 (—)	—	—	—	—	—

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(1)-②
推 進 項 目	(1) 自主財源の確保			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	② 使用料・手数料の適切化				
取 組 内 容	公共サービスの使用料・手数料について、適正な見直しを実施し、利用者と未利用者との負担の公平性を図る。また、これまで使用料・手数料を徴収していなかった行政サービスについても、有料化について検討する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (効果額)
年 次 計 画	使用料・手数料の見直し検討 有料化の検討		適正な使用料・手数料の負担		
効 果 ・ 目 標 (効果額)	—	—	検討後目標設定	検討後目標設定	検討後目標設定

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(1)-③
推 進 項 目	(1) 自主財源の確保			所 管 課 等	総合政策課
個別推進計画	③ ふるさと納税の更なる推進				
取 組 内 容	ふるさと納税指定制度を遵守しながら、引き続き制度を積極的に活用し、自主財源の確保に努める。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (寄附額)
年 次 計 画	ふるさと納税制度の推進				
効 果 ・ 目 標 (寄附額)	20億円	21億円	22億円	23億円	86億円

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(2)-①
推 進 項 目	(2) 補助金等の適正化			所 管 課 等	関係課
個別推進計画	① 補助金・交付金の抜本的見直し				
取 組 内 容	補助金・交付金の目的、効果、必要性、公平性、交付団体の活動実績等の観点から、定期的な見直しを行い、補助金・交付金総額の抑制に努める。また、社会経済情勢の変化等に伴い、必要性や効果が薄れたものについては廃止・縮小・整理統合等を行うとともに、新規の補助金については、必要性、効果についての十分な検討と終期設定を行う。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (効果額)
年 次 計 画	補助金・交付金の段階的見直し				
効 果 ・ 目 標 (効果額)	3,420千円	3,420千円	3,420千円	3,420千円	13,680千円

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(3)-①
推 進 項 目	(3) 公営企業の健全運営			所 管 課 等	上下水道課
個別推進計画	① 健全な事業経営の推進				
取 組 内 容	公営企業（水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）の安定的なサービス提供のため、強いコスト意識と無駄を省いた効率的な経営に努めるなど、健全な事業経営を推進していく。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	公営企業の健全な事業経営の取組 				
効 果 ・ 目 標 (-)	—	—	—	—	—

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(3)-②
推 進 項 目	(3) 公営企業の健全運営			所 管 課 等	上下水道課
個別推進計画	② 水道料金の適正化				
取 組 内 容	水道事業について、適正な料金による経営及び投資の合理化が図れるよう、将来の水需要予測を視野に入れた水道料金水準と料金体系を検討する。また、負担の公平性確保及び企業会計の健全運営のため、引き続き、水道料金の収納率向上に努める。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (効果額)
年 次 計 画	料金見直し 	新料金体系の実施 			
効 果 ・ 目 標 (効果額)	—	59,200 千円	58,900 千円	58,200 千円	176,300 千円

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立			番 号	4-(4)-①
推 進 項 目	(4) 公有財産の適正化			所 管 課 等	財政課
個別推進計画	① 西都市公共施設等総合管理計画の着実な推進				
取 組 内 容	西都市公共施設等総合管理計画に示す公共施設全体に関する基本方針に基づき、公共施設に係る行政コストを抑制するため、統廃合・複合化・多機能化を推進し、既存施設の有効活用を図るとともに、計画的な修繕・更新及び長寿命化を実施する。				
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効 果 ・ 目 標 (-)
年 次 計 画	西都市公共施設等総合管理計画の推進 				
効 果 ・ 目 標 (-)	—	—	—	—	—

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立				番 号	4-(4)-②
推 進 項 目	(4) 公有財産の適正化				所 管 課 等	財政課
個別推進計画	② 未利用市有地の整理の推進					
取 組 内 容	市が保有する未利用の土地や建物等の遊休資産については、公有財産利活用検討委員会において、公有財産の貸付け、処分、利用計画等について検討を行い、積極的な未利用市有地の整理を推進する。					
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効果・目標 (-)	
年 次 計 画	遊休資産の随時売却・貸付等の検討					
効果・目標 (-)	—	—	—	—	—	

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立				番 号	4-(4)-③
推 進 項 目	(4) 公有財産の適正化				所 管 課 等	福祉事務所
個別推進計画	③ 公立保育所の再編					
取 組 内 容	少子化の進行によって、公立保育所の児童の確保が難しくなっているなか、望ましいとされている児童の集団保育が確保できるよう公立保育所（都於郡保育所、三財保育所）の今後のあり方について検討を行う。					
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効果・目標 (-)	
年 次 計 画	公立保育所の再編検討					
効果・目標 (-)	—	—	—	—	—	

重点取組事項	4. 健全な財政基盤の確立				番 号	4-(4)-④
推 進 項 目	(4) 公有財産の適正				所 管 課 等	教育政策課
個別推進計画	④ 中学校の再編					
取 組 内 容	生徒の社会性や協調性を養うとともに、生徒の資質や能力を伸ばすことができるより良い教育環境を整備し魅力ある中学校づくりを進めるため、「西都市中学校再編計画」を策定し、中学校の再編について検討を行う。					
年 次	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最 終 効果・目標 (-)	
年 次 計 画	中学校の再編検討					
効果・目標 (-)	—	—	—	—	—	

第6章 行財政改革の推進体制

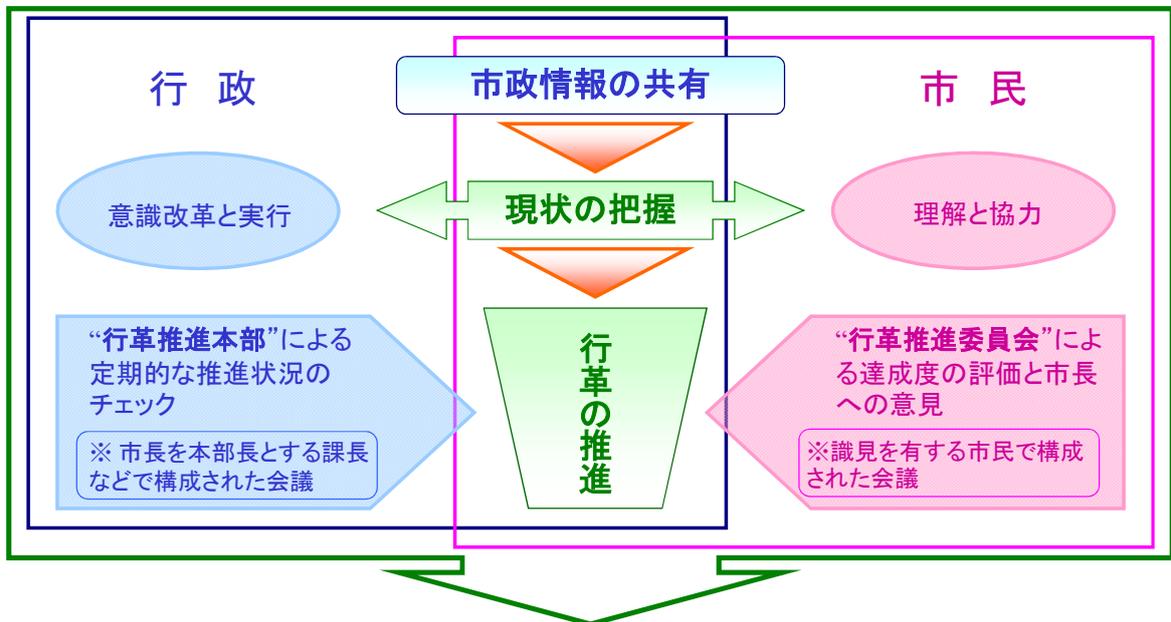
1. 大綱の公表

行財政改革の推進にあたっては、市民に本市の現状を正確に把握していただき、その内容についての理解と協力を得ることが不可欠であることから、ホームページなどの各種情報通信手段を活用し、この大綱の公開と周知に努めることとします。

2. 推進体制

市長を本部長とする行財政改革推進本部がこの大綱に掲げた実施項目の進行管理を行い、併せて、民間有識者からなる行財政改革推進委員会に報告し、委員会は市民の立場からこれを検証するとともに、市長に意見等を行い改革の推進に努めます。

行財政改革の推進体制



実効性のある行財政改革の実現

【参考 用語解説】

ページ	用語	説明
8	経常収支比率	市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額（経常一般財源総額）に対して、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費の総額（経常経費充当一般財源）が占める割合です。 数値が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり、財政の硬直化が進んでいることを表します。
10	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、子育て期、中高年期といった、人生の各段階において、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。
10	働き方改革	国が進める「一億総活躍社会を実現するための改革」のことで、少子高齢化が進む中でも「50年後も人口1億人を維持し、職場・家庭・地域で誰しもが活躍できる社会」を目指すために、平成30（2018）年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。 労働者が個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目指す取組のことです。
14	内部統制	組織がその目的を有効・効率的にかつ適正に達成するために、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し運用すること、ないしその結果確立されたシステムのことです
15	AI (Artificial Intelligence)	人間が持っている認識や推論など知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現する人工知能のことをいいます。
15	ICT (Information and Communication Technology)	従来のITを発展させた考え方で、情報通信やネットワークに関連するコンピューター技術の活用に着目する場合に用います。単なる情報処理に留まらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視しています。
15	オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、行政の透明性の向上や住民サービスの向上が期待されています。
16	RPA (Robotic Process Automation)	コンピューターの操作をソフトウェア（ロボット）により自動化することをいいます。業務の効率化や人的ミスの削減、人手不足の解消といったメリットがあります。
16	スクラップ&ビルド	行政等における膨張抑制の方法の一つで、組織や事業の新設にあたっては、同等の組織もしくは事業の廃止を条件とすることをいいます。
22	マイナポータル (電子申請)	政府が運営するインターネットでのサービスのことをいいます。行政機関が保有する特定個人情報やそのやり取りの記録の確認、子育てや介護をはじめとする行政手続、行政機関からのお知らせの受取りなどがパソコンや携帯端末から利用できます。
24	スマート自治体	人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければできないより価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数にかかわらずミスなく事務処理を行える自治体のことをいいます。 各自治体で使用しているシステムを標準化することでRPAなどの横展開や共同購入を進め、コスト削減につなげることも想定されています。